



岐阜県介護人材育成 事業者認定制度

ロゴデザインマニュアル

デザインコンセプト

ロゴマークは岐阜県の「G」を貴重に、優しい笑顔で介護の心(ハート)を抱くイメージをデザイン化したものです。ピンク色は思いやり、慈しみ、優しさ、ふれあいを表現しています。



シンボルマーク



シンボルマーク
+ ロゴタイプ

ベーシックカラー

シンボルマーク
カラー



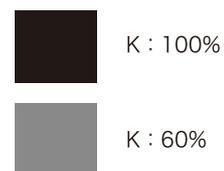
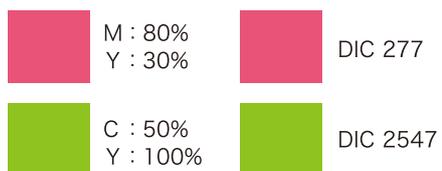
シンボルマーク
モノクロ



シンボルマーク
+ ロゴタイプ
カラー



シンボルマーク
+ ロゴタイプ
モノクロ



表示色と背景色の関係

使用を推奨する条件
 背景色の濃度の目安として、グレースケールに置き換えてK:40%未満の濃度がある条件での使用を推奨します。



背景色 K : 0%



背景色 K : 10%



背景色 K : 20%



背景色 K : 30%



カゲを使用する場合
 ブランドイメージを損ねない程度で使用してください。

使用する場合は「岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係」
 TEL:058-272-8289(直通)にご確認ください。

使用禁止例



指定色以外の色を使用してはならない



アウトラインで表現してはならない



フチをつけて表現してはならない



変形(斜体・平体・長体)または回転してはならない



装飾をしてはならない



複雑な背景に配置してはならない



識別性を損なう背景の上に置いてはならない

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 ロゴマーク・愛称利用許諾要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」(以下「認定制度」という。)ロゴマーク及び愛称の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ロゴマーク
認定制度のロゴマークとする。
- (2) 愛称
認定制度において認定を受けた事業者の愛称とする。
- (3) 認定事業者
認定制度の認定を受けた事業者のうち、認定期間内(当該認定を行った日から起算して3年を経過する日の属する月の末日)にある者をいう。
- (4) デザインマニュアル
ロゴマーク及び愛称の利用上の規格について定めたものとする。
- (5) 対象物
ロゴマーク又は愛称を使用した印刷物等をいう。

(利用の資格)

第3条 ロゴマーク及び愛称を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認定事業者
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 報道機関(ただし報道の目的上正当な範囲内で利用する場合に限る。)
- (4) その他知事が特に必要と認める者

(利用許諾)

第4条 ロゴマーク及び愛称を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ知事の許諾を受けなければならない。

- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 前条の1号から3号のいずれかに該当する者が、認定制度の目的に沿って使用する場合
 - (2) その他知事が適当と認める場合

(許諾の申請)

第5条 申請者は、ロゴマーク・愛称利用許諾申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 対象物におけるロゴマーク又は愛称の利用見本
- (2) その他知事が必要と認める書類

(許諾の決定)

第6条 知事は、前条の許諾の申請があったときは、利用許諾通知書(別記第2号様式)又は利用不許諾通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、第1項の利用を許諾するにあたり、条件を付すことができる。
- 3 知事は、申請者が前条の規定による利用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。

(利用期間)

第7条 前条の許諾の利用期間は、許諾の日から1年を経過する当該年度末までとし、利用期間の満了後に引き続き利用しようとするときは、改めて利用許諾を受けなければならない。

(利用料)

第8条 ロゴマーク及び愛称の利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、ロゴマーク及び愛称の利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許諾を受けた内容のみに利用すること。
- (2) デザインマニュアルを遵守すること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更)

第10条 利用者は、許諾を受けた内容を変更しようとするときは、ロゴマーク・愛称変更許諾申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、許可を受けなければならない。
なお、この場合であっても、第7条に定める利用期間は変更しないものとする。

(許諾の取り消し等)

第11条 知事は、利用者のロゴマーク及び愛称の利用の状況が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、許諾を取り消すとともに、利用者に対し、対象物の回収等の措置を求めることができる。

- (1) 認定制度の信用や品位を損なうおそれがあると認められる場合
 - (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的な使用と認められる場合
 - (3) 利用者がこの要綱又は利用許諾の条件に違反したとき
 - (4) 第5条又は前条に規定する申請の内容に虚偽があることが判明したとき
 - (5) その他ロゴマーク及び愛称の利用を継続することが不適当であると認めるとき
- 2 知事は、第1項の規定による許諾の取消しにより利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第12条 利用者は、対象物へのロゴマーク及び愛称の利用を中止しようとするときは、利用中止届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告等)

第13条 知事は、利用者に対し、ロゴマーク及び愛称の利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害賠償等の責任)

第14条 知事は、次に掲げる場合に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) ロゴマーク及び愛称の利用に関して利用者により損害が生じた場合
- (2) 利用者が、対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合

(損害賠償等の請求)

第15条 知事は、利用者のロゴマーク又は愛称の利用により県に損害を与えた場合、利用者に対してその損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第16条 ロゴマーク又は愛称の利用にあたり、この要綱に定めがない事項については、知事と利用者が別に協議して定める。

附則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。